

## 都道府県労働局雇用均等室の存続に関する要望書について

- 1 雇用均等室は、働く女性の問題を専門的に扱う役所として機能してきました。現在では、都道府県労働局の中の一部局として、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法などを施行し、労働者、事業主からの相談、指導、労使間の紛争解決の援助などを行っています。均等法に関する相談の状況を見ると、相談件数は年々増加しており、その内容は、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関する解雇等女性に対する不利益取扱が多くを占めています。これらの相談は緊急性を要することも多く、また、電話などでの対応のみでは不十分で、対面でじっくり話を聞くことが不可欠ですし、事業主に対しても、対面で事情を聴取し、指導をすることが効果的です。

また、雇用均等室には事業主が法律に沿った育児休業などの制度の導入の相談に訪れることも多く、ひとつひとつの就業規則をチェックしたり、アドバイスするなどして、事業主にきめ細かく対応しているところではあります。

- 2 先頃公表された地方分権改革推進委員会第2次勧告は、都道府県労働局を廃止し、ブロック機関に集約することを提案しています。

しかし、都道府県労働局を廃止してブロックに一つの機関に集約してしまい、雇用均等室もブロックに一カ所ということになってしまうと、このような雇用均等室の機能は著しく後退してしまうことになりかねません。相談者は足を運ぶことができなくなり、雇用均等室から出向いての指導も行われにくくなります。せっかく、迅速、簡便、低廉な手段として使われている個別紛争解決の制度なども、使われなくなってしまうでしょう。

- 3 このような問題意識から、後記発起人の方々が後記「都道府県労働局

雇用均等室の存続に関する要望書」を関係機関に提出するため、賛同者を募っています。女法協でも、2月3日の幹事会で、会員に情報を提供して、この活動に協力することが決定されました。

つきましては、後記要望書提出に賛同される方は、末尾賛同書に所定事項をご記入のうえ、下記連絡先まで FAX 又は E メール又は郵便でお送り下さい。

連絡先 〒164-0003 東京都中野区東中野 2-19-13 セイガビル 201  
安陪陽子(要望事務局)  
電話 03(5337)8060 FAX03(5337)8065  
E メール qqau74bd@hop.ocn.ne.jp